

諸外国の援助理念・指針等と男女共同参画との関連性

資料19

	スウェーデン	カナダ
政府開発援助の理念・目標等	○1960年代以来、二国間援助の6つの重要課題の一つにジェンダー平等の推進を含めてきた。 ○1996(平成8)年5月にスウェーデン議会は開発協力の目標として開発途上国における女性と男性の平等の推進を掲げた。	○予算・政策策定及び援助の実施を担うカナダ国際開発援助庁は、1984(昭和59)年に開発途上国における女性支援 Women in Development, 以下 WID」という)の担当部署及び最初の政策を策定する。 ○1995(平成7)年に、「カナダ外交政策レビュー」を閣議決定し、その中で、政府開発援助の目標を「貧困を解消し、より安全、公正かつ繁栄する世界に貢献するために途上国の安定的成長を支援する」とし、優先分野として、①基礎生活分野 Basic Human Needs:BHN)、②WID、③インフラ整備、④人権、民主主義、良い統治、⑤民間セクター支援、⑥環境の6分野を盛り込んだ。 ○1995(平成7)年に、「ジェンダー平等のためのカナダ連邦計画」を閣議決定し、その中で、国際協力を含むすべての行政分野におけるジェンダー平等の促進、連邦省庁及び関連機関がジェンダー分析の結果の法律及び政策への反映、ジェンダー平等推進のために国際社会においてカナダがリーダーシップを発揮することが再確認された。
男女共同参画の必要性、正当性等	○二国間援助の実施を担うスウェーデン国際開発協力庁は1997(平成9)年に策定した「パートナー国(被援助国)における女性と男性の平等の推進」において、ジェンダー平等は人権問題であり、女性と男性の平等な権利及び機会等への支援は、人間を中心とした効果的かつ持続的な開発の前提条件であるとしている。また、スウェーデン政府がジェンダー平等について政治的なコミットメントを表明し優先事項としていること、第4回世界女性会議(平成7年)の行動綱領を始めとする様々な国際文書・宣言等の中でジェンダー平等を取り上げていることも援助政策におけるジェンダー平等への取組みを促す要因となっている。さらに、女性と男性の異なる状況を考慮することにより援助の有効性を高め、女性の地位向上は公平性と持続的な開発を促進するとしている。	○カナダ国際開発庁は1999(平成11年)年に策定した「ジェンダー平等に関するカナダ国際開発庁政策」において、男女共同参画に取組む必要性として、①カナダ国内外においてジェンダー平等の達成への支援にコミットメントしていること、②カナダ憲章に法の下での平等及び便益の平等な享受について規定があること、③女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」等に批准していること、④ジェンダー平等は質の高い開発支援や経済社会開発の本質的部分をなすこと、⑤貧困問題とジェンダー不平等は相互に関係しており、ジェンダー不平等は貧困を悪化させ、女性が貧困の環境から脱する機会を奪うこと、また、女性が直面している問題を解決しなければ貧困削減は達成できないことを挙げている。
男女共同参画を促進するための具体的なアプローチ・評価等	○スウェーデン国際開発協力庁は「パートナー国(被援助国)における女性と男性の平等の推進」の中で、ジェンダーの視点を含む援助を実施するためには、男女が開発に効果的に参画し、便益を享受できるように男女の異なるニーズ、役割、責任等を明らかにし、ジェンダー平等の達成に障害となっている要因を明らかにすることが重要であるとしている。また、女性の地位向上に対しては、意識啓発、選択肢の拡大、資源や機会へのアクセスやコントロールの向上等を行うことが重要としている。	○カナダ国際開発援助庁は「ジェンダー平等に関するカナダ国際開発庁政策」において、ジェンダー平等政策においては、①持続可能な開発を目指し、男女が平等に決定過程に参画できるように支援し、②女性・少女の人権を保障するための支援を行う、また③開発に関連する資源や便益へのアクセスとコントロールにおけるジェンダー不平等を解消することを行うとしている。また、対象地域や国毎にプログラムの枠組みや重点課題及び活動内容を設定する際には、プロジェクトサイクルにおけるジェンダー主流化を図るために、男女別統計データの収集、現地のジェンダーについての状況把握及び分析を行うとしている。

出典：政府開発援助（ODA）白書（外務省、2003（平成15）年）、平成13年度報告書「ジェンダー主流化・WID協力事業体系化調査」（独立行政法人国際協力機構（旧国際協力事業団）、2001（平成13）年）

スウェーデン関係：「パートナー国における女性と男性の平等の推進（Promoting Equality Between Women and Men in Partner Countries）」（スウェーデン国際開発協力庁、1997（平成9）年）

カナダ関係：「カナダ外交政策レビュー（Canadian in the World Canadian Foreign Policy Review 1995）」（閣議決定）（1995（平成7）年）、「ジェンダー平等のためのカナダ連邦計画（Federal Plan for Gender Equality）」（閣議決定）（1995（平成7）年）、「ジェンダー平等に関するカナダ国際開発庁政策（CIDA's Policy on Gender Equality）」（カナダ国際開発庁、1999（平成11）年）

諸外国の援助理念・指針等と男女共同参画との関連性

	オーストラリア	ドイツ
政府開発援助の理念・目標等	○政策策定及び援助の実施を担うオーストラリア国際開発庁は、1976(昭和51)年にWID政策を策定している。 ○政府開発援助予算を担当する外務省は、2002(平成14)年に策定した「成長、安定、繁栄に貢献するオーストラリア支援(Australian Aid investing in growth, stability and prosperity)」において、援助政策の目標は貧困削減と持続可能な開発の達成とし、横断的課題としてジェンダーと開発及び環境を挙げている。	○1980年代後半からWIDを実施している。 ○政府開発援助計画の策定を担う経済協力開発省は、2001(平成13)年に政府の指針として「女性と男性の等しい参画を推進するための基本的な考え方」を策定し、途上国の人々の生活向上及び平和への貢献」を新たな開発目標としている。重点事項の一つに「政治的安定性」を挙げ、その要因として平和、民主主義、人権と並んで、ジェンダー平等を掲げている。 ○2001(平成13)年に貧困対策に関して「行動計画 2015」を閣議決定し、重点10分野の一つにジェンダー平等の促進を含め、ジェンダー平等は貧困削減の重要な要因の一つとして、すべてのプロジェクトにジェンダーの視点を組み入れ、少女及び女性に対する差別をなくす支援を行うとしている。
男女共同参画の必要性、正当性等	○オーストラリア国際開発庁は、1997(平成9)年に策定した「ジェンダーと開発ーオーストラリア支援のコミットメント」において、ジェンダー平等は人権の保障に不可欠であり、また、貧困削減に資源や機会への女性のアクセスの向上、非識字率の低下や疾病等の削減にジェンダーの視点は必要であるとしている。さらに、社会政治活動への均等な機会は、男女が等しく開発による機会と便益を享受できることに寄与するとしている。男女の均等な参画及びジェンダーの視点により開発の持続性の確保が図られるとしている。	○経済協力開発省は「女性と男性の等しい参画を推進するための基本的な考え方」において、ジェンダー平等は人権の尊重及び民主化の促進と並んで重要であるとし、持続可能で広範囲な効果をもたらす開発支援を行うための前提条件の一つであり、男女が等しく開発支援に参画することにより開発協力の質を高めることに寄与するとしている。さらに、女性の社会的、法的、経済的な地位の向上を図ることは貧困削減の重要な要因の一つと位置づけている。
男女共同参画を促進するための具体的なアプローチ・評価等	○オーストラリア国際援助庁は同コミットメントにおいて、参加者及び受益者として女性と男性の機会を等しく確保するためには、①女性の教育や健康へのアクセスの向上、②女性の経済的資源へのアクセスの向上、③女性のすべてのレベルの決定過程への参画及びリーダーシップの促進、④女性に対する差別をなくす努力及び人権の保護、⑤援助活動にジェンダーの視点の組み入れ等が必要としている。	○経済協力開発省は「女性と男性の等しい参画を推進するための基本的な考え方」において、女性の地位向上及びエンパワーメントのために、①マクロ、メソ、ミクロレベルにおいてジェンダーの視点を考慮する、②実践的なニーズと戦略的なニーズを明確にする、③すべての案件に女性と男性の等しい参画を確保し、④必要に応じ女性のみ視点に当てた支援を実施することなどを掲げている。

出典：政府開発援助（ODA）白書」（外務省、2003（平成15）年）、平成13年度報告書「ジェンダー主流化・WID協力事業体系化調査」独立行政法人国際協力機構（旧国際協力事業団）、2001（平成13）年）

オーストラリア関係：「ジェンダーと開発ーオーストラリア支援のコミットメント Gender and Development -Australia's Aid Commitment）」（オーストラリア国際開発庁、1997（平成9）年）、成長、安定、繁栄に貢献するオーストラリア支援(Australian Aid investing in growth, stability and prosperity)」（オーストラリア外務省、2002（平成14）年）

ドイツ関係：女性と男性の均等な参画を推進するための基本的な考え方（Concept for the Promotion of Equal Participation by Women and Men in the Development Process）」（ドイツ経済協力開発省、2001（平成13）年）、行動計画2015（2015 Programme of Action）」（閣議決定）（2001（平成13）年）